

○財務省告示第五十二号

中華人民共和国産黒鉛電極に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（令和六年四月財務省告示第百十九号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査において、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする黒鉛電極について、同条第八項及び第九項に規定する不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定がされたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十三条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年二月二十八日

財務大臣 加藤 勝信

一 調査の対象となる貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

（一）品名 黒鉛電極

（二）銘柄及び型式 商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第八五四五・一一号に分類される物品のうち丸形のもの（黒鉛化の工程を経て製造したものに限る。）

(三) 特徴 円柱状のもので、主として電流による熱で鉄スクラップを溶解する電気炉の電極として使用される。

二 調査対象貨物の供給者及び供給国

(一) 調査当局が知り得た供給者

- (1) 方大炭素新材料科技股份有限公司（以下「方大」という。）
- (2) 吉林炭素有限公司
- (3) 遼寧丹炭科技集团有限公司（以下「遼寧」という。）
- (4) 介休市志堯炭素有限公司
- (5) 大同宇林德黒鉛新材料股份有限公司
- (6) 河南紅旗渠新材料有限公司
- (7) 焦作市中州炭素有限公司
- (8) 開封平煤新型炭材料科技有限公司
- (9) 遼寧鑫瑞黒鉛新材料有限公司

- (10) 靈石県揚帆炭素科技有限公司
- (11) 南通揚子炭素股份有限公司
- (12) 山西鑫賢炭素材料科技有限公司
- (13) 昇瑞能源科技有限公司
- (14) 四川広漢士達炭素股份有限公司
- (15) 四川昭鋼炭素有限公司
- (16) 烏蘭察布市福興炭素有限公司
- (17) 烏蘭察布市旭峰炭素科技有限公司
- (18) 遼寧鴻達電炭有限公司
- (19) 宝方炭材料科技有限公司
- (20) 吉林炭素新素材有限公司
- (21) 旭日精密炭素（大連）有限公司（以下「旭日」という。）
- (22) 京海商事（上海）貿易有限公司

- (23) 山東旭日石墨新材料科技有限公司（以下「山東」という。）
- (24) 中建材国際貿易有限公司
- (25) 撫順金利石化炭素有限公司
- (26) 大連邦誼石墨材料有限公司
- (27) 嘉隆新材料有限公司
- (28) 河北瑞通炭素股份有限公司
- (29) 江蘇江龍新能源科技有限公司
- (30) 合肥炭素有限公司（以下「合肥」という。）
- (31) 吉林炭素進出口有限公司
- (32) 吉蒙炭素有限公司
- (33) 山西聚賢黒鉛新材料有限公司
- (34) Sojitz JECT (Qingdao) Co., Ltd.
- (35) 江蘇江龍新材料科技有限公司

- (36) 大連西姆晶正貿易有限公司
- (37) QINGDAO YIJIA E.T.I. CO., LTD.
- (38) SHANDONG GRAPHITE NEW MATERIAL PLANT
- (39) 大連藍艦科技有限公司
- (40) 大連精芸炭素有限公司
- (41) 江蘇智晏國際貿易有限公司
- (42) 吉林市松江炭素進出口有限公司
- (43) 北京國鋼國際貿易有限公司
- (44) 河南高碩新材料科技有限公司
- (45) 南宮市聚純炭素有限公司
- (46) 山西西姆東海炭素材料有限公司
- (47) 松江市吉林炭素有限責任公司
- (48) 撫順市東方碳素有限公司

(49) 興和県木子炭素有限責任公司

(50) 大同特殊鋼（上海）有限公司

(51) 眉山士達新材料有限公司

(52) 遼寧丹炭新材料有限公司（以下「遼寧新材料」という。）

(二) 供給国 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

三 調査の対象となる期間

(一) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 令和四年十月一日から令和五年九月三十日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令（以下「令」という。）第二条第三項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（以下「市場経済条件が浸透している事実」という。）に関する事項については、生産者の会社設立の時から同日まで）

(二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 平成三十年一月一日から令和五年九月三十日まで

四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

(一) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

不当廉売差額は、輸出国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）と、本邦への輸出のために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）との差額とし、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出することとした。なお、不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出することとした。ただし、正常価格については、令第二条第三項の規定に基づき、調査対象貨物の生産者が市場経済条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合には、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格又は代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格のいずれかの価格（以下「代替国価格」という。）を用いることとした。

イ 供給者

調査当局が知り得た供給者（二の（一）に掲げる供給者をいう。以下同じ。）に対して質問状等を送付したところ、二十一者から調査に協力するとの回答の提出があったが、当該回答を提出した供給者の数が不当廉売差額を個別に決定することが実行可能でないほど多いことから、調査当局は、標本抽出（以下「サンプリング」という。）を実施することとし、当該供給者に対しサンプリング通知を送付した。当該サンプリング通知の回答等を適切に提出した供給者十七者のうち、調査対象貨物の本邦への輸出の量が上位と考えられる合肥、遼寧及び旭日をサンプリングによる調査対象者（当該三者を以下「サンプリング調査対象者」という。）として選定した。なお、合肥の関連企業である方大、遼寧の関連企業である遼寧新材料及び旭日の関連企業である山東については、それぞれ経営についての共通性等が認められたことから、不当廉売差額の算出に当たって、それぞれ同一の事業体とみなすこととした。また、調査に協力するとの回答の提出があった者のうち生産者十五者からサンプリング調査対象者及びその関連企業を除く九者（当該九者を以下「サンプリング調査非対象者」という。）は当該調査対象者として選定しなかった。調査当局が知り得た供給者のうち調査に協力するとの回答の提出があった者以外の者（以下「非協力者」という。）については、回答の提出がなかったことから、

調査に協力しなかったと認められた。

ロ 正常価格

正常価格の算出に当たり、調査当局が知り得た供給者に質問状等を送付したところ、当該供給者が市場経済条件が浸透している事実があることを明確に示すことができたとは認められなかった。このため、正常価格算出のために代替国価格を用いることとした。

ハ 輸出価格

輸出価格の算出に当たり、合肥（関連企業である方大を含む。以下同じ。）については、提出された証拠等及び現地調査の結果を踏まえ、質問状に対する回答のうち、現地調査で正確性を検証することができたものを用いることとした。一方、遼寧（関連企業である遼寧新材料を含む。以下同じ。）及び旭日（関連企業である山東を含む。以下同じ。）については、現地調査の結果、質問状に対する回答の正確性を確認することができなかったことから、知ることができた事実として合肥から提出された証拠等であって調査当局がその正確性を確認することができたものを用いることとした。

二 不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、合肥を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については百四・六一パーセントであった。サンプリング調査非対象者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、合肥の不当廉売差額率と同率を適用した。遼寧、旭日、非協力者及び調査当局が知り得なかった中国の者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、知ることができた事実に基づき算出することとし、合肥の不当廉売差額率と同率を適用した。

ホ 結論

以上から、中国を原産地とする不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実が推定された。

(二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

不当廉売された調査対象貨物は、調査対象期間において、輸入量を増加させた一方、本邦において生産された同種の貨物（以下「本邦産同種の貨物」という。）は、販売量を減少させた。また、不当廉売された調査対象貨物は、本邦産同種の貨物との代替性を有しており、取引において価格が重視される中、本邦産同種の貨物の国内販売価格を下回る価格で輸入され、販売された。本邦の産業については、

本邦産同種の貨物の販売先を維持又は確保するべく、販売価格の引上げの抑制及び引下げを余儀なくされ、その結果、製造原価の上昇分を十分に価格に転嫁することができず、利潤の低下がもたらされたほか、その他の指標も悪化した。以上から、不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと推定された。

五 その他参考となるべき事項

(一) 調査により判明した事実に係る令第十条第二項の規定による証拠の提出又は令第十二条の二第二項の規定による意見の表明についてのそれぞれの期限

イ 証拠の提出についての期限 令和七年三月十四日

ロ 意見の表明についての期限 令和七年三月十四日

(二) 上記(一)により提出された証拠又は表明された意見に対する令第十条第二項の規定による証拠の提出又は令第十二条の二第二項の規定による意見の表明についてのそれぞれの期限

イ 証拠の提出についての期限 令和七年三月二十八日

ロ 意見の表明についての期限 令和七年三月二十八日

(三) 証拠の提出又は意見の表明の宛先 東京都千代田区霞が関三丁目一番一号 財務省関税局関税課特殊

関税調査室

(四) 本調査は日本語で実施することから、証拠の提出又は意見の表明は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらに添付する資料の原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。

(五) 不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定の基礎となった事実の詳細を記載した報告書は、財務省及び経済産業省並びに当該各省のホームページで入手することができる。